

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 1 2 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 2 7 年射水市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。